

建設工事に係る最低制限価格制度の改正について

本村の建設工事に係る最低制限価格制度につきましては、建設工事における品質確保、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、予定価格が130万円以上3,000万円未満の建設工事を対象に、平成27年4月から導入していますが、さらなる建設工事における品質確保を目指し、下記のとおり制度の改正を行います。

関係各位におかれましては、下記事項にご留意の上、適宜ご対応くださるようお願いいたします。

記

改正の概要

「最低制限価格の設定」の見直し

現行	改正後
最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じて当該各号に掲げる額（1万円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を予定価格に乘じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 （1） 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。）予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の10分の1の額を加えた額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額 （2） 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 ア 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の10分の2の額を加えた額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の <u>5.5</u> を乗じて得た額 （3） 前2号に掲げる工事以外の工事 予定価格算出の	最低制限価格は、次の各号に掲げる工事の区分に応じて当該各号に掲げる額（1万円未満切り捨て）に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合を予定価格に乘じて得た額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。 （1） 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。）予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 ア 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の10分の1の額を加えた額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の <u>6.8</u> を乗じて得た額 （2） 昇降機設備工事その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額 ア 直接工事費の額に10分の8を乗じて得た額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に直接工事費の額の10分の2の額を加えた額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の <u>6.8</u> を乗じて得た額 （3） 前2号に掲げる工事以外の工事 予定価格算出の

基礎となった次に掲げる額の合計額 ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 2 前項の規定にかかわらず, 予定価格算出の基礎となったものが特別なものである工事については, 契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。	基礎となった次に掲げる額の合計額 ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額 2 前項の規定にかかわらず, 予定価格算出の基礎となったものが特別なものである工事については, 契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で入札執行者の定める割合を予定価格に乗じて得た額とする。
--	--

2 適用期日

本村発注の入札において, 令和4年4月1日以降に発注する案件から適用します。